

○神奈川大学経済貿易研究所規則

(昭和51年12月14日)
規則第14号

改正 昭和54年3月16日規則第23号
平成11年5月29日規則第59号
平成15年2月6日規程第616号
平成19年3月15日規程第732号

第1条 神奈川大学学則第4条に基づき、神奈川大学に

経済貿易研究所（以下「研究所」という。）をおく。

第2条 研究所は、内外の経済・貿易に関する研究・調

査を行い、かつ、これを発表することを目的とする。

第3条 研究所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 日本及び世界の経済・貿易に関する研究及び調査
- (2) 前号に必要な資料の収集及び整理
- (3) 外部からの依頼による研究・調査及び資料の作成
- (4) 研究及び調査による各種の刊行物の発行
 - ア 研究所年報の発行
 - イ 研究所シリーズの発行
 - ウ その他刊行物の発行
- (5) 研究会・講演会・セミナー及び座談会等の開催
- (6) その他研究所の目的を達成するに必要な事項

第4条 研究所の所員は、本学経済学部の専任教員とし、必要により専属の所員若干名をおくことができる。

2 その他必要と認められる場合は研究所に、特別研究員、客員研究員をおくことができる。

3 特別研究員は、研究所の事業推進に寄与し得る研究者を育成するためにおくもので、神奈川大学大学院各研究科博士後期課程を修了した者又は単立取得満期退学した者のうち、当該研究科委員長及び指導教授の推薦に基づき、所員会議の議を経て学長が委嘱する。

4 特別研究員の研究期間は2年とし、再任を妨げない。

5 客員研究員は、研究所の事業遂行に必要な協力を得るためにおくもので、学外（国外を含む。）の大学の教授、准教授、助教、専任講師又はそれと同等の研究歴を有すると認められる者のうち、所員会議の議を経て学長が委嘱する。

6 客員研究員の任期は1年とし、再任を妨げない。

7 特別研究員及び客員研究員には、所員に準ずる研究上の便宜が供与される。ただし、予算の執行を伴うもので、別に定める取扱いに掲げるものについてはこの

かぎりではない。

8 特別研究員及び客員研究員の申請にあたっては、所定の申請書を所長に提出しなければならない。

第5条 研究所に所長1名及び常任委員若干名をおく。

第6条 所長は、所務を統轄し、研究所を代表する。

2 所長は、所員の中から所員会議の議に基づき学長が委嘱する。

3 所長の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

第7条 常任委員は、所長を助けて研究所の運営にあたる。

2 常任委員は、毎年、所員の中から所長の推薦により学長が委嘱する。

第8条 研究所に事務職員若干名をおく。

第9条 所長は定期的に、かつ、必要に応じて所員会議を招集する。

2 所員会議は、事業の運営を審議する。

第10条 研究所の経費は、大学予算をもつて支弁する。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第11条 この規則の改廃は所員会議の議を経て行う。

附 則

1 この規則は、昭和51年12月14日から施行し、昭和51年10月1日から適用する。

2 昭和39年4月1日施行の神奈川大学経済貿易研究所規則は、廃止する。

附 則 (昭和54年3月16日規則第23号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年5月29日規則第59号)

この規則は平成11年5月29日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年2月6日規程第616号)

この規則は、平成15年2月6日から施行し、平成14年12月19日から適用する。

附 則 (平成19年3月15日規程第732号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。